

令和6年7月末における少年非行等の概況

生活安全部

◎ 非行少年等の状況

非行少年は789人で、前年同期比68人(9.4%)増加した。

刑法犯少年は655人で前年同期比40人(6.5%)増加、特別法犯少年は134人で29人(27.6%)増加した。

不良行為少年は7,009人で、前年同期比567人(8.8%)増加した。

刑法犯少年（犯罪少年）の再犯者率は25.7%で、前年同期比0.5ポイント増加した。

	非 行 少 年								不良 行為 少年
	総数	刑 法 犯			特 別 法 犯			ぐ犯 少年	
		犯罪 少年	触法 少年	犯罪 少年	触法 少年				
6 年	789	655	490	165	134	121	13	0	7,009
女子	112	96	59	37	16	14	2	0	1,486
5 年	721	615	440	175	105	91	14	1	6,442
女子	157	140	88	52	16	14	2	1	1,535
増 減 (%)	68 (9.4)	40 (6.5)	50 (11.4)	-10 (-5.7)	29 (27.6)	30 (33.0)	-1 (-7.1)	-1 (-100.0)	567 (8.8)

※ 犯罪少年 … 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

触法少年 … 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

ぐ犯少年 … 保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

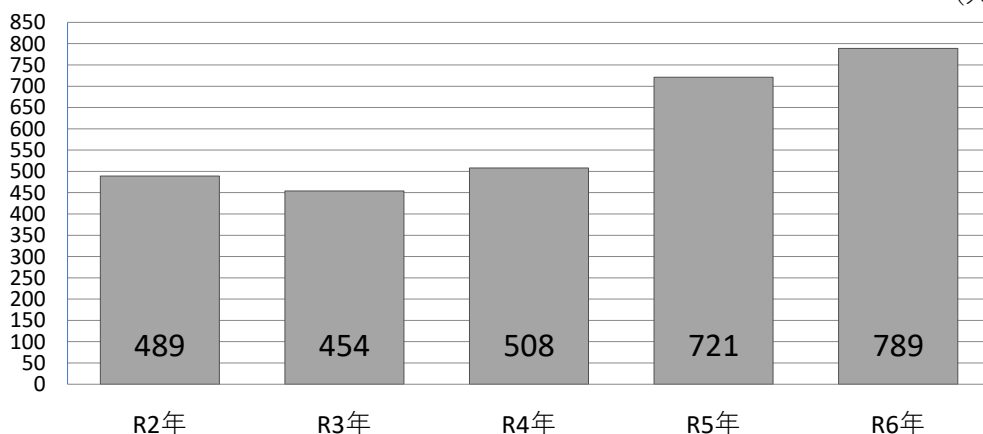
不良行為少年 … 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

刑 法 犯 … 「刑法」に規定する罪（道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。）並びに「暴力行為等処罰ニ関スル法律」及び「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」等に規定する罪をいう。

特別法犯 … 刑法犯、道路上の交通事故に係る刑法第211条に規定する罪及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪並びに交通法令違反を除くすべての罪（条例に規定する罪を含む。）

過去5年間の非行少年の推移（7月末対比）

(令和2年～令和6年)
(人)



○ 不良行為少年の人員（行為別）

行為別では、喫煙が3,658人(52.2%)、深夜徘徊1,511人(21.6%)であった。

	不良行為少年						
	飲酒	喫煙	深夜徘徊	粗暴行為	不健全娯楽	その他	
6年	7,009	805	3,658	1,511	204	529	302
5年	6,442	895	2,687	1,703	274	508	375
増減 (%)	567 (8.8)	-90 (-10.1)	971 (36.1)	-192 (-11.3)	-70 (-25.5)	21 (4.1)	-73 (-19.5)

○ 刑法犯の検挙・補導人員（罪種別）

罪種別では、窃盗犯が333人（50.8%）で、このうち万引きが236人(70.9%)と最も多い。

	総数							
	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯		知能犯	風俗犯	その他の 刑法犯	
			うち万引き					
6年	655	18	156	333	236	18	40	90
5年	615	11	156	337	233	14	14	83
増減 (%)	40 (6.5)	7 (63.6)	0 (0.0)	-4 (-1.2)	3 (1.3)	4 (28.6)	26 (185.7)	7 (8.4)

○ 刑法犯の検挙・補導人員（学職別）

学職別では、高校生が237人（36.2%）、中学生が161人（24.6%）であった。

	総数								
	未就学	児童・生徒・学生					有職 少年	無職 少年	
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
6年	655	1	520	91	161	237	31	95	39
5年	615	0	484	100	144	220	20	85	46
増減 (%)	40 (6.5)	1	36 (7.4)	-9 (-9.0)	17 (11.8)	17 (7.7)	11 (55.0)	10 (11.8)	-7 (-15.2)

○ 特別法犯の検挙・補導人員（法令別）

法令別では、児童売春・児童ポルノ禁止法が44人（32.8%）と最も多い。

	総数							
	軽犯罪法	児童買春・ 児童ポルノ 禁止法	育成 条例	覚醒剤 取締法	大麻 取締法	風俗営業 適正化法	その他の 特別法	
6年	134	23	44	6	1	32	0	28
5年	105	17	17	9	3	25	0	34
増減 (%)	29 (27.6)	6 (35.3)	27 (158.8)	-3 (-33.3)	-2 (-66.7)	7 (28.0)	0	-6 (-17.6)

○薬物乱用少年（学職別）

薬物乱用少年は36人で、前年同期比6人（20.0％）増加した。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生						有職少年	無職少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
6年	36	0	16	0	2	8	6	14	6
5年	30	0	11	0	0	8	3	12	7
増減 (%)	6 (20.0)	0	5 (45.5)	0	2	0 (0.0)	3 (100.0)	2 (16.7)	-1 (-14.3)

※薬物乱用少年… 大麻、覚醒剤、麻薬等を所持するなどして「大麻取締法」、「覚醒剤取締法」、「麻薬等取締法」、「毒物及び劇物取締法」で検挙又は補導された少年

◎ 少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の状況

○ 福祉犯の検挙人員（法令別）

福祉犯の検挙人員は147人で、前年同期比43人（41.3％）増加した。

	総 数							
	児童福祉法	労働基準法	売春防止法	風俗営業適正化法	児童買春・児童ポルノ禁止法	育成条例	その他	
6年	147	3	0	3	67	28	46	
5年	104	2	2	2	43	52	3	
増減 (%)	43 (41.3)	1 (50.0)	-2 (-100.0)	1 (50.0)	24 (55.8)	-24 (-46.2)	43 (1,433.3)	

○ 福祉犯の被害少年（法令別）

福祉犯の被害少年は150人で、前年同期比40人（36.4％）増加した。

	総 数							
	児童福祉法	労働基準法	売春防止法	風俗営業適正化法	児童買春・児童ポルノ禁止法	育成条例	その他	
6年	150	3	0	6	57	31	53	
5年	110	3	2	3	50	49	2	
増減 (%)	40 (36.4)	0 (0.0)	-2 (-100.0)	3 (100.0)	7 (14.0)	-18 (-36.7)	51 (2,550.0)	

○ 福祉犯の被害少年（学職別）

学職別では、高校生が92人(61.3%)、中学生が40人（26.7%）であった。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生						有職少年	無職少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
6年	150	1	138	4	40	92	2	8	3
5年	110	2	101	5	44	49	3	2	5
増減 (%)	40 (36.4)	-1 (-50.0)	37 (36.6)	-1 (-20.0)	-4 (-9.1)	43 (87.8)	-1 (-33.3)	6 (300.0)	-2 (-40.0)